

大気汚染防止法の政省令の一部改正により、「特定粉じん排出等作業」の規制の拡充・強化が平成18年3月1日から実施されます。

1. 届出要件が変わります。（政令）

従来の吹付けアスベストに加え、アスベストを含有する断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている建築物を解体、改造、補修する作業（以下「特定粉じん排出等作業」は規模等にかかわらず全て届出が必要となります。

ア 特定建築材料の指定

規制の対象となる特定建築材料として、アスベストを含有する断熱材等を追加

従 来：吹付けアスベスト



改正後：吹付けアスベスト、アスベストを含有する断熱材、保温材、耐火被覆材

イ 特定粉じん排出等作業の指定

規制の対象となる特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃

従 来：耐火建築物又は準耐火建築物で延べ面積が500m²以上の特定粉じん排出等作業であって、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が50m²以上であるもの



改正後：特定建築材料が使用されている建築物の特定粉じん排出等作業すべて

2. 作業基準が変わります。（省令）

ア アスベスト除去等の工事の施工者に対する作業の内容を見やすい場所に掲示することの義務づけ

イ 従来の作業基準にアスベストを含有する断熱材、保温材、耐火被覆材の除去における掻き落とし、切断又は破碎を行わない場合の作業基準を追加

3. 届出様式が変わります。（省令）

平成18年3月1日以降に特定粉じん排出等作業を行う場合は、従来の様式ではなく新しい様式での届出が必要となります。（※届出用紙は下記の届出書提出先にあります）

なお、届出の提出期限は、作業開始（アスベスト除去等を目的とする準備作業を含む）の14日前まで、提出先は奈良市域であれば奈良市に、それ以外は景観・環境保全センターとなります。

「特定粉じん排出等作業実施届出」の提出先及び問い合わせ先のご案内

<届出書提出先>

特定粉じん排出等作業実施場所	提出先住所
奈良市全域	〒 630-8580 奈良市二条大路南 1-1-1 奈良市環境政策課対策係 <TEL 0742-34-4933 FAX 0742-36-5466>
奈良市以外	〒 633-0062 桜井市粟殿 1000 (桜井総合庁舎内) 景観・環境保全センター <TEL 0744-43-3414 FAX 0744-43-3416>

※お問い合わせは、奈良県環境政策課生活環境係(TEL 0742-27-8734 、 FAX 0742-22-1668 、
〒 630-8501 奈良市登大路町 30)または、上記の奈良市、景観・環境保全センターにお願い
します。